◎ 博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について規定

### 【法令名】

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

【掲載官報】	平成 31 年 4 月 26 日 号外第 87 号 13 ページ
【法令番号】	平成 31 年 4 月 26 日 法律第 18 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	公布の日〔平成31年4月26日〕から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
	※第2章及び第3章並びに附則第3項の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	1 趣旨
	この法律は、平成 37 年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、
	博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について
	定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずることとした。(第1条関係)
	2 国際博覧会推進本部
	(一) 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国際博覧会推進本部(以下「本部」
	という。)を置くこととした。(第2条関係)
	(二) 本部は、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」
	という。) の案の作成に関すること等の事務をつかさどることとした。(第3条関係)
	😑 本部の長は、国際博覧会推進本部長とし、内閣総理大臣をもって充てることとした。(第5条第1項関係)
	四 本部に、国際博覧会推進副本部長を置き、内閣官房長官及び国際博覧会担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、博覧会の円
	滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をい
	う。)をもって充てることとした。(第6条第1項関係)
	(五) 本部に、国際博覧会推進本部員を置き、本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てることとした。
	(第7条関係)
	(六) 本部は、平成38年3月31日まで置かれることとした。(第10条関係)

#### 3 基本方針

- 一 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めることとした。(第13条第1項関係)
- (二) 基本方針には、博覧会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項等を定めることとした。(第 13 条第 2 項関係)
- (三) 内閣総理大臣は、(一)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表することとした。(第13条第3項関係)
- 4 博覧会協会
- (一) 経済産業大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、博覧会の準備及び運営を行うこと等の業務(以下「博覧会業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、博覧会協会として指定することができることとした。(第14条第1項及び第16条関係)
- (二) 博覧会協会としての指定は、平成 40 年 3 月 31 日までの間に限り、その効力を有することとした。(第 15 条関係)
- (三) 博覧会協会は、毎事業年度、博覧会業務に係る事業計画書等を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないこととした。 (第 17 条関係)
- 四 博覧会協会は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。(第 18 条関係)
- (五) 経済産業大臣は、博覧会業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、博覧会協会に対し、博覧会業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、博覧会協会の事務所、博覧会の会場その他の必要な場所に立ち入り、博覧会業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。(第19条第1項関係)
- (六) 経済産業大臣は、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。(第20条関係)
- (七) 経済産業大臣は、博覧会協会が博覧会業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、指定に関し不正の 行為があったとき等に該当するときは、博覧会協会としての指定を取り消すことができることとし、指定を取り消された場合 における博覧会業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定めることとした。(第21条第1項及び第3項関係)
- 5 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等
- 一)国の補助

国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとした。(第22条関係)

二 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第2項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとした。

(第 23 条関係)

#### (三) 博覧会協会への国の職員の派遣等

- (1) 博覧会協会は、博覧会業務のうち、国際博覧会に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、博覧会の会場その他の施設の警備に関する計画及び博覧会への参加者その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの(以下「特定業務」という。)を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとした。(第 24 条第 1 項関係)
- (2) 任命権者は、博覧会協会による派遣の要請があった場合において、経済及び産業の発展、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、博覧会協会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら博覧会協会における特定業務を行うものとして当該国の職員を博覧会協会に派遣することができることとした。(第25条第1項関係)
- (3) 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰することとした。(第26条第1項関係)
- (4) 任命権者は、博覧会協会との間で(2)の取決めをするに当たっては、派遣される国の職員が博覧会協会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び博覧会協会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならないこととした。(第27条第1項関係)
- (5) 博覧会協会への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定めることとした。(第28条~第32条関係)
- (6) 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。(第33条第1項関係)
- (7) この法律に定めるもののほか、博覧会協会において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定めることとした。(第34条関係)
- (8) 博覧会協会への国の職員の派遣に関する規定の準用等、防衛省の職員の派遣に関し必要な事項を規定することとした。

	(第 35 条関係)
	(9) 博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととした。
	(第 36 条関係)
	6 罰則
	罰則について所要の規定を定めることとした。(第 37 条関係)
	フト・附則
	(一) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第2項関係)
	二)内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を一名増員することとした。(附則第3項関係)
【改正される法令】	·内閣法(昭和 22 年法律第 5 号)